

受動喫煙をめぐる訴訟の動向

江戸川区職員(受動喫煙)事件(東京地判平16.7.12 判時1884.81)

職場の受動喫煙問題については、ごく最近まで、被害を訴える労働者側が勝訴した判決はなかった。しかし、平成16年7月に下された江戸川区職員(受動喫煙)事件判決において、東京地裁は、およそ次のように述べ、一部ではあるが雇用主の責任を認めて5万円の慰謝料支払命令を下した。

Y(被告・江戸川区)は、物や人の管理に当たり、一定の範囲において受動喫煙の危険性からX(原告・江戸川区職員)の生命および健康を保護するよう配慮すべき義務(安全・衛生配慮義務)を負っていた。

もっとも、その義務の内容は、危険の態様、程度、被害結果の状況等に応じ、具体的状況に従って決すべきものである。

一、受動喫煙の危険性は、眼症状や鼻症状などの急性影響および慢性影響としての肺がん等のリスクの増加であり、受動喫煙の暴露時間や暴露量を無視して一律には論じ得ない性質のものであったこと、二、当時(平成7～8年頃)のわが国では、喫煙に寛容な社会的認識がなお残っており、喫煙対策の推進に当たっても喫煙者と非喫煙者双方の立場を尊重することが重要と考えられていたこと、三、当時の喫煙対策としては喫煙時間や喫煙場所を限るという意味での分煙が一般的であり、行政が示した各種の分煙対策でも、ゆるやかな分煙対策を段階的に進めていくことを予定していたことなどは、「上記の配慮すべき義務の内容を検討するに当たってしんしゃくすべき事柄である」。

すると、Xの配属期の殆どについて、Yの配慮義務違反は認められない。

しかし、平成8年の2カ月間についてみると、(i)Xは、上司に対し、大学病院の診断書を示し、何とかしてほしいと申し出た。(ii)診断書の内容から直ちに急性障害と受動喫煙との間に法的因果関係を認められるかはともかく、(iii)Yは、診断書に記載された指摘を踏まえ、Xを受動喫煙環境の下に置くことで健康状態の悪化を招かないよう、速やかに必要な措置(Xの席近くにあった喫煙場所を遠ざける、自席での禁煙を更に徹底させる等)を講じるべきであった。

平成19年度厚生労働省委託事業

受動喫煙の健康への影響及び防止対策に関する調査研究委員会(諸外国の法制度調査ワーキンググループ 委員長三柴文典)報告書(中央労働災害防止協会)から引用

受動喫煙和解金700万

過去最高額 勤務先が支払い

札幌地裁支部

職場での受動喫煙が原因で化学物質過敏症になったとして、北海道砂川市の男性(35)が勤務する滝川市の建設資材製造会社を相手取り慰謝料など約230

0万円の支払いを求めた訴訟は、札幌地裁滝川支部(守山修生裁判官)で和解していたことが分かった。会社側が男性に700万円を支払う。関係者による

と、受動喫煙を巡り会社から従業員に払った解決金としては最高額。和解は3月4日付。訴状などによると、男性の職場では従業員の半数以上が喫煙してお

り頭痛などに悩まされたため、分煙を要望したところ解雇された。男性は不当解雇だとし

て08年1月に提訴。会社が分煙措置を取って解雇を撤回したため職場復帰したが、症状が悪化して化学物質過敏症と診断された。男性側は訴訟で「会社は受動喫煙防止を義務付けた健康増進法に違反」と主張。会社側は「男性の過敏体質が

根本的原因」と受動喫煙と化学物質過敏症の因果関係を認めなかったが、今年2月に裁判官が和解勧告した。男性は「受動喫煙による化学物質過敏症患者を生み出さない世の中になってほしい」とコメントを出した。【水戸健一】

本記事の使用にあたっては、毎日新聞社に
確認済み。